

# 中間とりまとめ

平成14年7月22日

化学物質総合管理政策研究会

## 目 次

1. はじめに .....	1
2. 化学物質総合管理について .....	2
(1) 化学物質総合管理の基本的考え方	
(2) 化学物質総合管理に取り組むに当たっての基本的方針	
(3) 化学物質総合管理政策における評価・管理の枠組と役割分担	
3. 化学物質総合管理に係る取組の現状について .....	6
(1) 事業者の取組	
(2) 国民の取組	
(3) 民間団体等の取組	
(4) 国の取組	
4. 化学物質総合管理政策の充実・強化について .....	9
(1) 化学物質の有害性・曝露・リスクの評価等に係る取組の強化	
(2) 自主管理の改善を促す枠組整備の推進	
(3) 「生態毒性物質」に関する取組の強化	
5. おわりに .....	15
(別紙1) 化学物質総合管理政策の枠組	
(別紙2) 化学物質の評価・管理の枠組	
(別紙3) 事業者の取組の具体的事例	
(別紙4) 民間団体等の取組の具体的事例	
(別紙5) 国の取組の具体的事例	
(別添：参考資料集)	

## 1. はじめに

化学物質は、その優れた機能性により幅広い産業において基幹的基礎素材となっており、国民生活にも密着した存在となっている。一方、その固有の性質として何らかの有害性を持つものが少なくなく、その取扱いや管理の方法如何によっては、人の健康や環境への影響をもたらす可能性がある。このため、化学物質の有害性と曝露を併せリスクを評価し、そのリスク評価に応じた適切なリスク管理を行う化学物質総合管理が重要な課題となる。

(注) 化学物質のリスクとは、化学物質が人の健康や環境に影響を及ぼす可能性をいう。リスクの大きさは、化学物質の有害性の程度と、直接又は環境を経由してどれだけ化学物質に接したか(曝露)により決まる。例えば、有害性が弱くても大量に曝露したり、長期間にわたって曝露すれば影響があり、逆に有害性の強い物質であってもごく微量の曝露であれば、影響が発生する可能性は低くなる。

このリスクの考え方は、従来から化学物質の管理の上で重要なものとして位置づけられてきたが、平成4年(1992年)の国連環境開発会議で採択されたアジェンダ21の第19章「有害化学物質の環境上適正な管理」において、化学物質の適正な管理を進めていく上で欠くことができない考え方として位置づけられた。この結果、事業者、各国政府や国際機関、非政府機関が、アジェンダ21において掲げられた課題に取り組み、多くの課題が各国の政策や国際的な合意として結実する中で、リスクの考え方は着実に内外の化学物質の管理に組み込まれつつある。

我が国の化学物質総合管理政策においては、こうしたリスクの考え方を基礎において、化学物質の有害性・曝露・リスクに関する科学的知見や科学的方法論の充実、国際的な協調と協力、自主管理の促進と規制を含めた関係法令の整備を大きな柱として、様々な施策を推進してきた。特に、平成11年(1999年)に制定された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化学物質排出把握管理促進法)により、特定の化学物質についてMSDS(化学物質等安全データシート)の提供が義務づけられるとともに、PTR制度(化学物質排出移動量届出制度)が法制化され、事業所からの化学物質の排出量等の届出、届出外排出量の推計と併せた国による集計・公表、及び請求による個別事業所データの開示が行われることとなった。これにより、今後ますます、国や事業者だけでなく、国民を含めた全ての関係者がリスクに基づく取組の具体化を求められる状況となっている。

国際的に見ても、アジェンダ21を受けて国際条約等が相次いで策定されており、例えば、我が国の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(化学物質審査規制法)が先鞭をつけた残留性有機汚染物質の製造・使用の禁止等を規定した「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」も採択され早期発効

に向けた各国の取組が本格化している。また、国連で検討されている化学品の分類・表示を国際統合化する「化学物質の分類及び表示の世界的調和システム」(GHS)も、最終的なとりまとめの段階を迎えている。

こうした中で、我が国の化学物質総合管理を推進するためには、化学物質総合管理の基本的考え方に立ち返り、既存の制度・枠組を評価した上で、それらを見直し、また、新たな制度・枠組を整備していく必要がある。このような考え方の下、化学物質総合管理に関する主要な課題を抽出し解決に向けた基本的な方向性を示すことを目的として、本年4月に製造産業局次長の私的研究会として「化学物質総合管理政策研究会」が設置され、これまで8回にわたり、化学物質総合管理を巡る課題について議論を重ねてきた。今回の中間取りまとめは、こうした議論を中間的に整理してとりまとめたものである。

## 2. 化学物質総合管理について

### (1) 化学物質総合管理の基本的考え方

化学物質の製造、使用等に伴う人の健康及び環境への影響の未然防止の観点から、化学物質が国民生活や産業活動にもたらす社会的・経済的な便益とのバランスを図りつつ、化学物質のリスクに応じた対応をする。

(注) 今回の検討においては、オゾン層破壊や地球温暖化による影響には配慮しつつも、具体的な検討の対象とはしない。

### (2) 化学物質総合管理に取り組むに当たっての基本的方針

事業者（化学物質及びそれを含有する製品を製造する事業者のみならず、輸入事業者や販売事業者を含め化学物質を取り扱う事業者等）、国民、国等の関係者は、以下の基本的方針に基づき、化学物質総合管理に取り組むべきである。

#### ①科学的知見及び科学的方法論の充実

化学物質による人の健康及び環境への影響のメカニズム等の解明、有害性・曝露・リスクに関する知見の体系的な収集・取得による知的基盤・知識基盤の整備、リスク評価手法の開発等により科学的知見及び科学的方法論の充実に努める。

#### ②科学的な不確実性が残る課題への対応

科学的な不確実性が残る課題については、その不確実性の解消に向け科学的知見の充実に努めるとともに、個別の課題ごとに、最新の科学的知見に基づき、深刻な、あるいは不可逆な影響の未然防止の観点から効果的かつ効率的な取組を行う。

### ③国際的な協調と協力

化学物質は国際的に取引されていること、国境を越えて化学物質の影響が及ぶ可能性があること、国際的に化学物質の知見の充実やリスク評価・管理に取り組んでいることから、国際的な協調と協力を踏まえて対応する。

### ④ライフサイクルにわたる管理

人の健康及び環境への影響に係る評価を行うに当たっては、化学物質及びそれを含有する製品の製造段階から使用段階、廃棄段階までのライフサイクルにおける影響の発生の可能性に十分配慮しつつ評価を行い、その結果に応じ適切な管理を行う。

### ⑤多様な取組の組合せ

更なる科学的知見及び科学的方法論の充実のための取組、化学物質に関する情報提供等に係る取組、化学物質の製造・使用等の管理に係る取組等を適切に組合せて実施する。

### ⑥広範な関係者による役割分担と連携

広範な関係者が適切な役割分担のもと、必要な場合には相互に連携して、各種の取組を実施する。

### ⑦自主的取組の推進

直面する課題に対して迅速かつ臨機応変に適切な対応ができる自主的取組を、透明性を確保しつつ、推進する。

### ⑧透明性の確保とリスクコミュニケーションの促進

透明性を確保しつつ、関係者それぞれの化学物質総合管理に関する取組の内容やその成果に関する情報共有と相互理解を促進し、関係者が可能な限り共通の認識に立って化学物質総合管理に取り組めるよう、リスクコミュニケーションを促進する。

### ⑨取組の着実な実施

取組を進めるための資源（資金、人材等）の十分な確保に努めるとともに、個別の化学物質、個別の取組ごとに優先順位づけを行った上で、着実に実施する。

### ⑩不断の見直し

新たな科学的知見及び科学的方法論、国際的な動向、既存の取組全体の評価等を踏まえ、関係者全てが不断に取組の内容等を見直す。